

2012 年台灣改正商標法最新實務案內

2012 年 8 月
TIPLO 商標部

1. 一般

適用法令 商標法 2011 年 6 月 29 日公布

2012 年 7 月 1 日施行

所管官庁 特許庁（經濟部智慧財產局）

(1) 使用

登録主義、先願主義を採用し、出願の事実により使用意思があると認定される。

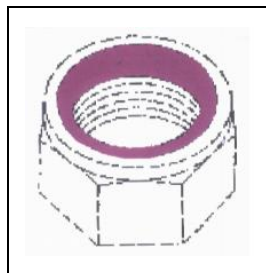
(2) 商品分類

- ①ニース協定には非加盟だが国際分類(ニース 10 版)を採用。
- ②商品・役務の類否は《商品及び役務近似検索参考資料》を判断基準とするが、取引の実情や経済界の現状に即応して随時修正する。
- ③特定商品の小売と卸売業は第35類のサービスに含まれる。
- ④2011 年 2 月 1 日以降、指定商品／役務の数によって政府料金を徴収する。

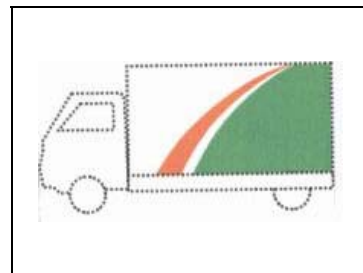
(3) 商標

- ①開放式の規定を採用。
- ②文字、図形、記号の他、着色、音声、立体、動態、ホログラムという新たな形態の標識は使用による後天的な識別性を取得した後、商標として登録される。(2012 年《非伝統商標審査基準》公布施行)

* 着色商標－単一色の色彩又は複数の色彩の組み合わせ

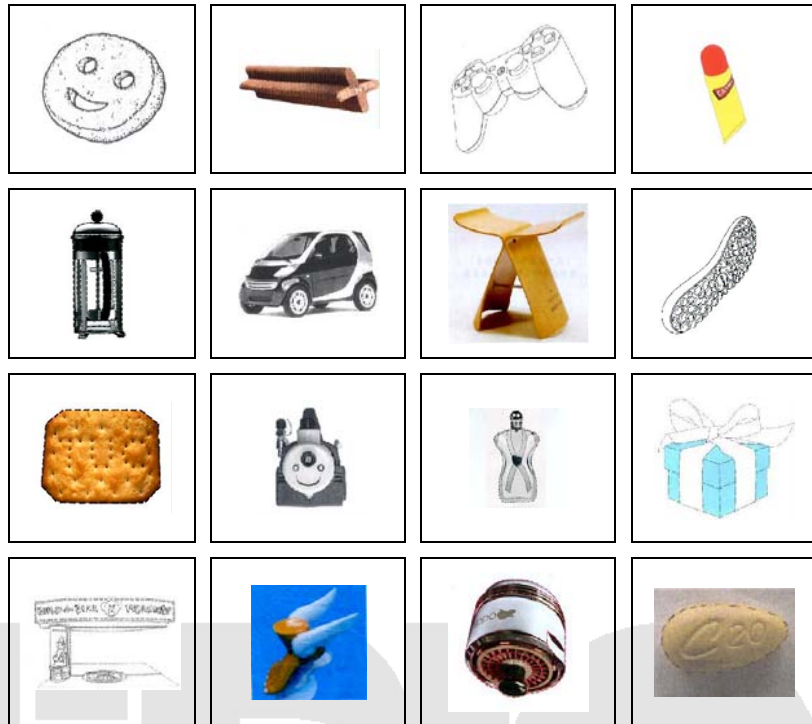


vs



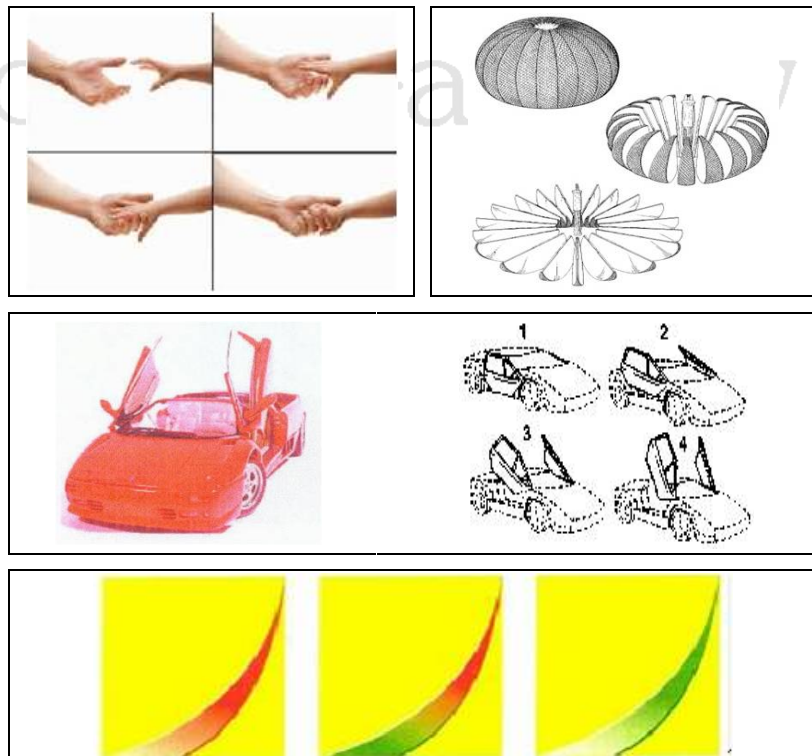
破線で指定商品又は役務における色彩の使用方式、位置又は内容態様を表示し、国際的な色見本コードで色彩を特定することができる。

* 立体商標—長さ、幅、高さを以って形成した立体形状



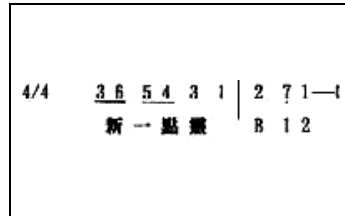
立体形状を表示する図面が最大6枚迄となり、破線で商品又は役務における商標の使用方式、位置又は内容態様を表現することができる。

* 動態商標—連続的に変化する動態影像



動態画像の変化過程を表現する静止画が最大6枚迄となり、動態画像の変化過程を順番に説明し、それを記録した電子ファイルの提出が必要である。

* 音声商標—音楽的なもの又は非音楽的なもの

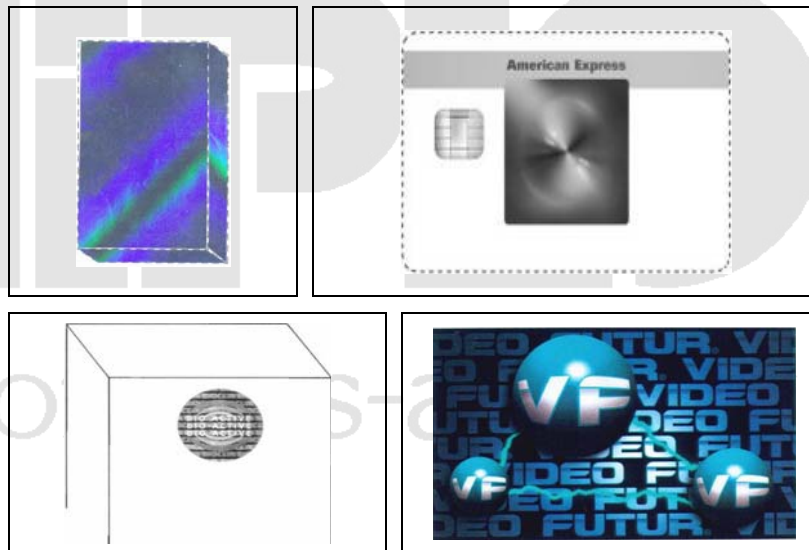


VS

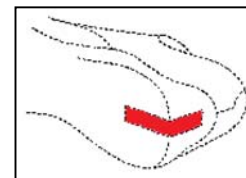
本件は音声商標であり、人が台湾語で大きな声で言った『福气啦』により構成されている

五線譜や数字譜又は文字の記述を記録した電子ファイルの提出が必要である。

* ホログラム商標—単一の画像又は角度によって変化する複数の画像

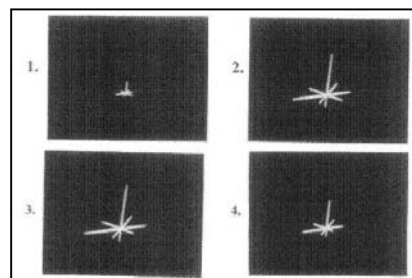


全像図を表示する図面が最大4枚迄となり、見る角度によって画像の変化又は全像図の図面を文字で説明する。



* 位置商標及び視覚によって感知されない匂い、触覚等の非伝統的商標の登録出願も新商標法第 18 条第 1 項の「...等...」により受理される。

③証明標章、団体商標、団体標章の登録が可能となる。



2. 出願手続

(1) 必要書類

- ①願書：出願人の氏名又は社名、住所（中文・英訳）
商標見本（5枚、5cm×5cm～8cm×8cm）
商品区分及び商品・役務の表示（原則としてクラスヘディング又は包括表示の記載は認められず、具体的な商品名が要求される）
- ②委任状(公証、認証不要)

(2) 必要情報

- ①一出願多区分制度
- ②商標共同出願
- ③優先権主張：
 - * 最初出願の翌日から6ヶ月以内に主張が可能。
 - * 出展による優先権主張を新設：商標法第21条。
 - * 出願人、商標見本及び指定商品が先出願と一致しなければならない。
 - * 優先権書類は主務官庁から発行された原文又は英語訳のもの、中国語以外の場合は中国語訳が必要、出願後3ヶ月以内に書類の補正が追完可能。
- ④オンラインによる電子出願が可能：2008年5月9日に公布実施。
- ⑤商標出願の言語は中国語のみに限定。

3. 審査

(1) 審査内容

- ①方式審査：出願書類の完備、指定商品・役務の審査。
- ②実体審査：絶対的拒絶理由（識別力の有無）及び相対的拒絶理由（先行商標との類似性等不登録事由の有無）。

(2) 補正、変更

- ①指定商品・役務については範囲の縮減が受理される。
- ②商標の補正は原則的に認められないが、実質的な変更該当しない場合は可能。
- ③出願人の氏名、名称や住所、文字用語の誤り又はその他明らかな誤りを訂正することは可能。

(3) 拒絶理由通知

- ①応答期間は通常1ヶ月（台湾に住所又は営業所を有しないものは2ヶ月）となり、1回（1ヶ月、台湾に住所又は営業所を有しないものは2ヶ月）の延長ができる。

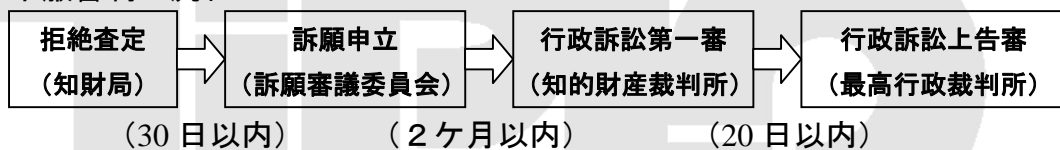
② コンセント制度

- * 商標法第30条第1項第10号の但書による同意書制度を採用している。
- * 審査官に併存登録の妥当性にかかる裁量権を付与している。
- * 同意書には登録者の名前(名称)、商標及び指定商品等を記載すべきである他、「先登録商標権者は将来、台湾において同一・類似の商標を以って同一・類似の商品役務につき出願する際にも後願商標権者の同意を受ける必要があることを知悉したうえ、同意書を発行することになる」という文言を明記しなければならない。

③ ディスクレーマー制度

- * 商標見本に識別性を具えていない部分が含まれ、且つ商標権の範囲に疑義が生じる虞がある場合、出願人は該当部分につき専用しないと声明しなければならない。(商標法第29条第3項)
- * 主務官庁の職権により商標見本の説明文字、図形部分に対して権利不要求を行うことができる。

(4) 不服審判の流れ：



4. 登録と更新

- (1) 登録査定書が送達された日から2ヶ月以内に、登録料を納付しなければならない。
- (2) 商標登録料は一括納付であり(分納制度を廃止)、権利回復が可能。
- (3) 存続期間は登録公告の当日から10年だが10年ごとに更新できる。
- (4) 更新時は実体審査を行わず、委任状(公・認証不要)のみ要求される。
- (5) 更新手続期間は登録満了日の前後6ヶ月間だが満了日以降の更新は政府料金が倍額となる。

5. 権利範囲

権利範囲は登録商標と同一商標について同一の指定商品の使用だが、保護については指定商品のみならず類似商品にまで及ぶ。

6. その他

(1) 商標情報の公開

- ①出願商標は主務官庁へ提出した後、約 40 日で官庁ウェブサイトに公示される。
- ②登録商標のデータベース及び争議案件の審決書等はウェブサイトに公開されているため、外部の利用者のアクセスが可能である。
- ③言語は中国語及び英語となる。

(2) 使用義務

- ①商標登録後正当な理由なく 3 年間の継続的不使用がある場合、何人(利害関係不要)も不使用取消審判を請求することができる。
 - * 現在のプラクティスでは係争商標の 3 年以上の不使用事実を立証する証拠資料(興信調査)の提出を要求される。従って、不使用取消審判請求時には事前の興信調査が通常行われている。
 - * 不使用取消審判が請求されると、商標権者は送り状、広告等台湾における使用事実を示す書類を提出する。

(3) 異議制度

- ①商標登録公告日後 3 ヶ月間以内に、何人(利害関係不要)も異議申立ができる(付与後異議制度)。
- ②異議申立の処分が下された後は、何人も、同一の事実について、同一の証拠及び同一の理由を以って無効審判を請求することができない。

(4) 無効審判請求制度

- ① 5 年の除斥期間を設けている。
- ②無効審判案件の処分が下された後は、何人も、同一の事実について、同一の証拠及び同一の理由を以って無効審判を請求することができない。
- ③無効審判請求の根拠商標（登録満三年の場合）に係る使用証拠の提出義務がある。

(5) 使用許諾

- ①専用使用権及び非専用（通常）使用権に分けられる。
- ②使用許諾の設定登録は対抗要件として扱われる。
- ③再使用許諾の設定登録制度もある。

(6) 著名商標の保護

商標法第 30 条第 1 項第 11 号には「他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあり、又は著名な商標又は標章の識別性又は信用を損害を生じさせるおそれがある

ものは登録を受けることができない。但し、当該商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願するときはこの限りでない」という規定がある。また著名商標の認定の為に、知的財産局が「商標法第 30 条第 1 項第 11 号でいう著名商標の保護に関する審査基準」を制定公布しており、当該認定要点が定められている基準を参考にしながら著名性の有無を判断する。

(7) 未登録の外国商標の保護

商標法第 30 条第 1 項第 12 号には「同一又は類似の商品又は役務について、他人の先使用に係る商標と同一又は類似であり、出願人が該他人との間に契約、地縁、業務上の取引又はその他の関係を有する為に、他人の商標の存在を知っており、意図的に模倣、登録出願する場合は、登録を受けることができない。但し、その同意を得て登録出願する場合は、この限りでない」という規定があり、未登録の外国商標でも台湾又は世界各国における使用事実を以って第三者の無断登録商標に対して異議申立又は無効審判請求を提起することができ、当該登録を取消すことができる。

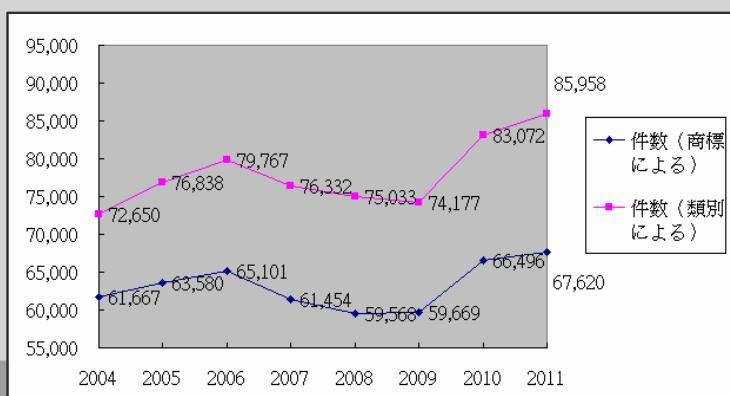
(8) 登録商標マークに関する規定

台湾ではいままで登録商標マークの標記が要求されていなかったが、今度の改正商標法では初めて登録商標又は国際的に通用する登録マークを附記することができるという規定が設けられた。

商標出願状況

— この数年間の商標出願統計 —

年分	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
件数(商標による)	61,667	63,580	65,101	61,454	59,568	59,669	66,496	67,620
件数(類別による)	72,650	76,838	79,767	76,332	75,033	74,177	83,072	85,958



商標出願国別件数

— 出願国別統計表 —

年分	台湾	日本	アメリカ	欧州諸国 (フランス、イギリス を除く)	フランス	イギリス	中国	韓国	シンガ ポール	その他	合計
2007	47,371	2,810	4,112	3,031	617	527	957	375	242	2,069	62,111
2008	45,876	3,223	3,596	2,940	612	587	957	344	206	1,779	60,120
2009	47,009	2,874	2,833	2,379	552	442	1,186	414	167	1,830	59,686
2010	50,998	3,886	3,378	2,585	585	490	1,603	648	298	2,025	66,496
2011	50,895	3,542	3,737	2,868	678	446	1,968	580	275	2,631	67,620
合計	242,149	16,335	17,656	13,803	3,044	2,492	6,671	2,361	1,188	10,334	316,033

◆台湾企業の出願約76.6%、外国企業の出願約23.4%。